（未支給年金の請求）

第二十五条　法第十九条の規定による未支給の年金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該請求が法第十九条第三項の規定に該当することに係るものであるときは、併せて、第十六条、第十六条の二第三項又は第十六条の三の例により、老齢基礎年金の裁定請求書及びこれに添えるべき書類を提出しなければならない。

一～二　（略）

二の二　受給権者の基礎年金番号

三～六　（略）

２・３　（略）

（裁定の請求）

第三十九条　法第十六条の規定による遺族基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一・一の二　（略）

二　被保険者又は被保険者であつた者の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した年月日並びに基礎年金番号

三～十二　（略）

２　（略）

３　第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　受給権者の生年月日に関する市町村長の証明書、戸籍の抄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（以下「法定相続情報一覧図の写し」という。）（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

一の二　（略）

二　被保険者又は被保険者であつた者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二の二～七　（略）

八　被保険者又は被保険者であつた者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本、住民票の写し又は法定相続情報一覧図の写し

九～十四　（略）

４～７　（略）

（裁定の請求の特例）

第四十条　（略）

２　（略）

３　第一項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　出生した子の生年月日及びその子と被保険者又は被保険者であつた者の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍の抄本又は法定相続情報一覧図の写し

三　（略）

４～６　（略）

（未支給年金の請求）

第二十五条　法第十九条の規定による未支給の年金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該請求が法第十九条第三項の規定に該当することに係るものであるときは、併せて、第十六条、第十六条の二第三項又は第十六条の三の例により、老齢基礎年金の裁定請求書及びこれに添えるべき書類を提出しなければならない。

一～二　（略）

二の二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三～六　（略）

２・３　（略）

（裁定の請求）

第三十九条　法第十六条の規定による遺族基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一・一の二　（略）

二　被保険者又は被保険者であつた者の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した年月日並びに個人番号又は基礎年金番号

三～十二　（略）

２　（略）

３　第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　受給権者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

一の二　（略）

二　第一項の規定により同項の請求書に被保険者又は被保険者であつた者の基礎年金番号を記載する者にあつては、当該被保険者又は被保険者であつた者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二の二～七　（略）

八　被保険者又は被保険者であつた者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し

九～十四　（略）

４～７　（略）

（裁定の請求の特例）

第四十条　（略）

２　（略）

３　第一項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　出生した子の生年月日及びその子と被保険者又は被保険者であつた者の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

三　（略）

４～６　（略）